

## せとうち観光専門職短期大学 公的研究費不正防止計画

せとうち観光専門職短期大学（以下、本学という。）においては、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定、令和3年2月1日改正）及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）に則り、不正防止計画推進委員会を設置し、このたび下記のとおり、公的研究費不正防止計画を策定しました。

今後は本計画を円滑にかつすみやかに遂行することに努め、公的研究費の適正かつ効率的な使用及び研究活動における不正行為の防止・監査体制に万全を期してまいります。

1. 公的研究費の不正使用防止及び研究活動の不正行為防止のために、最高管理責任者等がリーダーシップと責任をとることが可能な体制の構築
  - ① 本学における公的研究費の管理・監査及び不正防止等に関する規程に基づき『公的研究費の管理・監査体制図』を作成し、これを明示・公表することにより、研究者及び職員に徹底するとともに、不正防止等に関する意識の啓発に努める。
2. 公的研究費の不正使用防止のためのシステムの構築
  - ① 公的研究費の使用に関するルールを明確化し、周知を徹底する。
  - ② 発注・納品・検収システムを再確認し、担当者等に徹底する。
  - ③ 旅費・謝金・アルバイト人件費の支出システムを再確認し、担当者等に徹底する。
  - ④ 公的研究費の予算管理者を明確化し、公表する。
  - ⑤ 内部監査体制の整備に努め、内部監査を実施する。
3. 研究活動における不正行為防止のための学内意識の醸成
  - ① 本学における「研究者の行動規範」の周知を徹底する。
  - ② 本学における「公的研究費の使用に関する行動規範」の周知を徹底する。
  - ③ コンプライアンス教育、研究倫理教育を実施し、専任教員全員に受講を求める。